

総務常任委員会 参考人名簿

平成 20 年 8 月 20 日 (水)

【豊かな三陸の海を守る会】

| 番号 | 氏 名     | 役職名   |
|----|---------|-------|
| 1  | 田 村 剛 一 | 会 長   |
| 2  | 岩 間 滋   | 事務局次長 |
| 3  | 前 川 清   | 会 員   |

平成20年3月7日

盛岡市議会 議長  
工藤由春 殿

「放射能を海に流さないこと」とする法律、  
放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願書

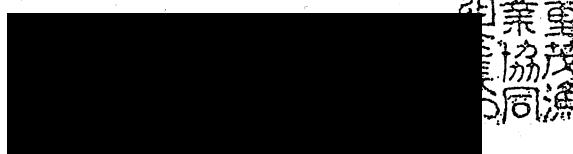
紹介議員

佐藤妙子  
鈴木礼子  
飯木一夫

請願者

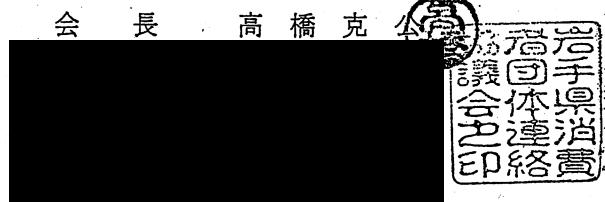
重茂漁業協同組合

代表理事組合長 伊藤 隆一



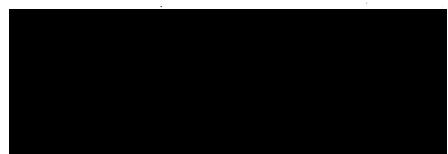
岩手県消費者団体連絡協議会

会長 高橋 克人



豊かな三陸の海を守る会

会長 田村 剛一



守陸豊  
るのか  
海な三  
長を



「放射能を海に流さないこと」とする法律、

## 放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願

### 一 請願の要旨

三陸の海は、私たちに計り知れない恵みをもたらしてくれています。

一昨年3月末からアクティブ試験（使用済み核燃料を用いた総合試験）操業を開始した青森県六ヶ所村核燃料再処理工場からは、陸奥湾に放流できない程危険な放射性廃液を、この三陸の海に放出し続けています。本格稼動が始まるとさらに、大量の放射性廃液が放出され、三陸の海が汚染される心配があります。この放射能汚染から農水産物、食の安全、住民の健康、ひいては安全な三陸の漁場、農場、観光地を守るため、貴議会において意見書を国及び関係機関に提出していただきたくお願い致します。

### 二 請願理由

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、平成18年3月31日にアクティブ試験操業を開始しました。ところが、私たちが心配していたとおり、工場内の放射能漏れや内部被爆、耐震設計のミス、せん断機の油漏れ事故などが起きています。これでは、将来大事故に繋がるのではないかと私たちは心配しています。

この核燃料再処理工場は、再処理の過程で生じるトリチウムやヨウ素129、プルトニウム等の放射性廃液を沖合3km、水深44mの放水口から大量に放出しています。一方地上では、高さ150mの排気筒からトリチウムやクリプトン85が放出され、大気ばかりでなく降下により土壤汚染をも引き起こす恐れがあります。当初の設計段階では放射能除去装置が取り付けられるはずでしたが、除去技術は未確立、経済性優先の立場から設置されないまま試験操業に入ってしまいました。

本県沿岸ではサケ、サンマ、イカ等獲る漁業だけでなく、アワビ、ウニ、ワカメ、カキ、ホタテといった養殖漁業が盛んに行われ、安全・安心な三陸の海産物を全国の消費地に提供してきました。

三陸の自然が放射能で汚染されると、住民の健康や食の安全も危うくなりますし、農水産業、観光業は壊滅的な打撃を受けます。

現在、再処理工場の廃液の放流に関して濃度規制はありません。これでは放射能による汚染の心配が増すばかりです。

ここに、放射能汚染から三陸の海、住民の健康、食の安全、農水産業、観光業を守るため、貴議会において意見書を、国及び関係機関に提出していただきたく請願致します。

### 三 請願事項

- 放射性廃液を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法（仮称）を制定すること。
- 国の施策で再処理工場に対し、放射能除去装置を設置するよう指導すること。
- 岩手県沖で実施するモニタリングの結果を公表すること。

## 請願に当たっての私たちの考え方

1. 六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場から放出される放射性廃液は陸奥湾に流すと濃縮するので危険であるが、太平洋に流すと希釈されるので安全とする説明には同意したい。陸奥湾に流すと危険なものがどうして太平洋に流すと安全になるのか、その根拠を示されたい。
2. 下北半島付近より南下する津軽暖流は、親潮の押し出しによって三陸沿岸を陸地に沿って南下する。このことはエチゼンクラゲの例によても実証済みである。従って、六ヶ所村沖合3km、水深44mから放出される放射性廃液は、三陸沿岸を陸地に沿って南下する危険性があり、広い太平洋に出て希釈されるという考えは納得できない。  
本格稼動により大量の放射性廃液が流されると、三陸沿岸は放射能による汚染が心配される。
3. 人工的放射能（例プルトニウム）は微量でも人体にとって有害、海産物に付着すると放射能が蓄積される心配がある。その量によっては人体はもちろんのこと、海産物にも汚染被害をもたらす危険性がある。沿岸住民のいのちと健康、食の安全を守るためにも、再処理工場に放射能除去装置を設置し、放射能汚染を防止すべきと考える。
4. 国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が憲法で保障されている。そのため環境を守るために法律がさまざまつくられて、有害物質の環境への放出が厳しく規制されている。

ところが、放射性物質については、環境基本法、原子力基本法、大気汚染防止法、水質濁防止法、土壤汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋水産資源開発促進法を見ても適用除外となっている。どの法律で、放射能から身を守ってくれるのでしょうか。

これでは、放射能汚染から沿岸住民のいのちと健康、そして生態系の破壊、農水産業、食の安全を守ることはできない。従って、放射能汚染から環境を守るためには、「放射能を海に流さないこととする法律制定」が必要と考える。

5. 再処理工場建設に当たっては、環境アセスメントが実施されていない。新幹線、空港、発電所等の建設の際には「環境アセスメント法」に則りアセスメントの実施が義務づけられされているが、再処理工場は除外されている。環境に大きな影響をもたらす再処理工場の建設に当たっては、原子力発電所と同じように環境アセスメントの実施を義務づけるべきである。
6. 岩手沿岸においても、青森県と同レベルのモニタリングを実施して、その結果をすみやかに公表すべきである。
7. 岩手県沿岸は青森県と違い、放射能汚染による被害（風評被害も含む）が出た場合にもその補償がない。青森県と同様の処置を講ずべきと考える。

## 資料 1

### 岩手県消費者団体連絡協議会 加盟団体一覧

#### 常任幹事団体

- 1 岩手県生活問題研究会
- 2 岩手県母と女性教職員の会
- 3 岩手県母親大会連絡会
- 4 I 女性会議岩手県本部
- 5 新日本婦人の会岩手県本部
- 6 盛岡消費者友の会
- 7 岩手県退職女性教職員の会
- 8 岩手県学校生活協同組合
- 9 いわて生活協同組合
- 10 盛岡大学生活協同組合
- 11 岩手大学生活協同組合
- 12 盛岡医療生活協同組合
- 13 岩手県信用生活協同組合
- 14 岩手県生活協同組合連合会
- 15 岩手県労働者共済生活協同組合

- 16 岩手県庁生活協同組合
- 17 JA 岩手県女性組織協議会
- 18 岩手県労働者組織協議会
- 19 遠野市役所生活協同組合
- 20 大船渡市役所生活協同組合
- 21 宮古市職員生活協同組合
- 22 釜石市職員生活協同組合

## 資料2

## 県内採択状況

法制定に係わる請願採択自治体: 平成20年6月現在

| 該当市町村 |       | 該当市町村 | 継続審査        |
|-------|-------|-------|-------------|
| 1     | 陸前高田市 | 12    | 川井村<br>盛岡市  |
| 2     | 大船渡市  | 13    | 住田町         |
| 3     | 大槌町   | 14    | 遠野市         |
| 4     | 山田町   | 15    | 九戸村<br>未請願先 |
| 5     | 宮古市   | 16    | 二戸市<br>八幡平市 |
| 6     | 田野畠村  | 17    | 葛巻町<br>釜石市  |
| 7     | 普代村   | 18    | 岩手町<br>金ヶ崎町 |
| 8     | 野田村   | 19    | 滝沢村<br>藤沢町  |
| 9     | 久慈市   | 20    | 雫石町         |
| 10    | 洋野町   | 21    | 紫波町         |
| 11    | 岩泉町   | 22    | 花巻市         |
|       |       | 23    | 西和賀町        |
|       |       | 24    | 北上市         |
|       |       | 25    | 奥州市         |
|       |       | 26    | 平泉町         |
|       |       | 27    | 一関市         |
|       |       | 28    | 矢巾町         |
|       |       | 29    | 一戸町         |
|       |       | 30    | 軽米町         |

# 日本原燃発表資料

再処理工場放射性物質〔液体〕放出放射能量 08・6月現在 数値単位:Bq(ベクレル)

|          | 放出トリチウム               | 放出ヨウ素129    | 放出ヨウ素131  | 放出回数 |
|----------|-----------------------|-------------|-----------|------|
| 2006年度合計 | 497,700,170,000,000   | 94,240,000  | 3,100,000 | 60   |
| 2007年度合計 | 1,324,200,000,000,000 | 238,720,000 | 4,630,000 | 74   |
| 2008年    |                       |             |           |      |
| 4月       | 63,000,000,000,000    | 51,000,000  | ND        | 9    |
| 5月       | 20,000,000,000,000    | 12,000,000  | ND        | 7    |
| 6月       | 3,200,000,000,000     | 5,000,000   | ND        | 7    |
| 7月       |                       |             |           |      |
| 8月       |                       |             |           |      |
| 9月       |                       |             |           |      |
| 10月      |                       |             |           |      |
| 11月      |                       |             |           |      |
| 12月      |                       |             |           |      |
| 1月       |                       |             |           |      |
| 試験操業中の累計 | 1,908,100,170,000,000 | 400,960,000 | 7,730,000 | 157  |

2006.3.31操業開始

Bq(ベクレル)：放射性物質が  
放射線を発する能力の単位  
(放射性物質の量)  
(光を発する懐中電灯)

Sv(シーベルト)：人体が放射線を  
受けたときの影響を表す単位  
(致死量は7Sv)  
(懐中電灯から人体に当たる量)

本格稼動すると放出回数は増える  
兆：10の12乗

再処理工場放射性物質〔気体〕放出放射能量 08・6月現在 数値単位:Bq(ベクレル)

|          | 放出トリチウム            | 放出クリプトン-85             | 放出ヨウ素131   | 放出回数 |
|----------|--------------------|------------------------|------------|------|
| 2006年度合計 | 6,000,000,000,000  | 17,000,000,000,000,000 | 320,000    | 不確定  |
| 2007年度合計 | 9,810,000,000,000  | 45,600,000,000,000,000 | 10,740,000 |      |
| 2008年    |                    |                        |            |      |
| 4月       | 690,000,000,000    | 4,300,000,000,000,000  | 610,000    |      |
| 5月       | 170,000,000,000    | ND                     | ND         |      |
| 6月       | 740,000,000,000    | 4,600,000,000,000,000  | 890,000    |      |
| 7月       |                    |                        |            |      |
| 8月       |                    |                        |            |      |
| 9月       |                    |                        |            |      |
| 10月      |                    |                        |            |      |
| 11月      |                    |                        |            |      |
| 12月      |                    |                        |            |      |
| 1月       |                    |                        |            |      |
| 2月       |                    |                        |            |      |
| 3月       |                    |                        |            |      |
| 試験操業中の累計 | 17,410,000,000,000 | 71,500,000,000,000,000 | 12,560,000 |      |

トリチウムの半減期 12.32年  
よう素129の半減期 1570万年

4月1日には前年度分はクリアされ  
各種は消滅と考え加算されない。  
当会では、試験操業から加算した。

ND:検出限界未満を示す

豊かな三陸の海を守る会集計

## 資料4

### 日本の法律は私たちを放射能から守っているのでしょうか。

◎環境基本法 第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

◎原子力基本法 大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置に関する条項なし  
その他の関係法律（食の安全に関する法律除き）

◎大気汚染防止法

**第二十七条** この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染及びその防止については、適用しない。

◎水質汚濁防止法

**第二十三条** この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁及びその防止については、適用しない。

◎土壤汚染対策法

**第四条** この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質

**(放射性物質を除く。)**であって、以下省略

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律

**第二条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(**放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。**)をいう。

◎海洋水産資源開発促進法

**第二十一条** この法律の規定は、放射性物質による水質汚濁等及びその防止については、適用しない。

◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

#### 第七章 雜則

(海洋投棄の制限)

**第六十二条** 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

◎日本国憲法

**第二十五条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

**どうして、このような法律のもとで、安心して最低限度の生活が営むことができるでしょうか。**

問い合わせ先

岩手県宮古市 豊かな三陸の海を守る会 [sanriku385@ksn.biglobe.ne.jp](mailto:sanriku385@ksn.biglobe.ne.jp) 0193-62-1164